

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和5年11月14日（火）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 職員の懲戒処分について

質疑事項

- ・ 職員の懲戒処分について

発表項目

○ 職員の懲戒処分について

本日、公立学校職員の懲戒処分を行いました。中学校教諭を免職処分とした案件、それから、中学校教諭1名、小学校講師1名をそれぞれ減給処分とした案件の計3件です。子どもたちや保護者の皆様、県民の皆様の公教育に対する信頼を大きく損なうことになりましたこと、県教育委員会を代表しまして、深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

それでは資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日11月14日です。懲戒処分の1件目ですが、公立中学校教諭、男性を免職としました。この者は、令和4年度、生徒に対してわいせつ行為を行いました。少し追加説明させていただきます。懲戒処分の公表に当たりましては、一般的には被処分者の職名、性別、年齢、そして事案の概要を公表することにしています。しかしながら、この事案については、保護者から「被害生徒の特定につながるような公表は絶対避けて欲しい」との非常に強い要望が出されています。つまり被害生徒に関する情報や事案の概要が公表されますと、事案に該当すると思われる学校や教諭が限定されて、被害生徒の周囲の人により被害生徒と本事案の関係を類推される恐れがあります。保護者はこのことで被害生徒が特定され、その将来に影響が出るのではないかと大変心配されておりまして、配慮を強く望んでみえます。このため、被害生徒への配慮を最優先に考えまして、被害生徒に関すること、事案の内容に関すること、周囲の人が被害生徒と本事案の関係を類推することにつながる恐れのあることについて、公表は控えさせていただくこととしました。なお、若干だけ補足させていただきますと、被害生徒は1名で、女性です。また、現在は問題なく生活されておられます。私どもには公表にかかる責務がありますので、保護者とのやりとりを何度もさせていただきました。けれども、公表できるのはここまでが精一杯でございます。ご理解をよろしくお願い申し上げます。あと、校長の管理監督責任についてですけれども、所属職員の服務規律の確保について万全を期すべきところ、同校教諭がかかる非違行為を行ったことは、校長の指導監督が不徹底であったと言わざる

をえませんので、市町教育委員会において、校長に文書訓告を行う予定でございます。

処分の2件目についてですけれども、多気郡多気町松阪市学校組合立多気中学校教諭、女性55歳を減給10分の1、1月としました。この者は私用で自家用普通自動車を運転し、市道を時速54キロメートル程度で走行していたところ、緩やかなカーブで考え事をしていて運転に集中できていなかったため、対向車線に進入し、対向進行してきた男性が運転する普通自動車の右前部に自車の右前部を衝突させました。その結果、同男性に加療約3日間を要する頸椎捻挫等の傷害を、助手席の児童、これは小学生の弟ですけれども、加療約3日間を要する鋤骨挫傷の傷害を、後部座席の児童、これは小学生の姉ですが、加療約250日間を要する左側上顎骨折等の傷害を負わせました。この事故により、運転免許停止60日間の行政処分、罰金40万円の刑事処分を受けました。

処分の3件目についてですが、鈴鹿市立神戸小学校講師、女性23歳を減給10分の1、1月としました。この者は、勤務後、自家用普通自動車を運転し、県道を走行していたところ、考え事をしていて運転に集中できていなかったため、信号確認を怠り赤信号に気付かないまま、時速35キロメートル程度で交差点に進入し、青信号で交差点に進入してきた男性が運転する普通自動車の左後方ドア部分に自車の前方部分を衝突させました。その結果、同男性に加療約1ヶ月を要する頸椎捻挫等の傷害を負わせました。この事故により罰金70万円の刑事処分、運転免許停止30日間の行政処分を受けました。

今後の対応についてですけれども、児童生徒に対するわいせつ行為は、原則として懲戒免職とするよう懲戒処分の指針で定めておりまして、今後も、児童生徒に対する性暴力等を行った教職員へ厳正な対応をまいります。それから、セクシュアル・ハラスメントの延長にわいせつ行為があるととらえておりまして、ハラスメントへの理解を深め、児童生徒へのわいせつ行為を未然に防ぐことを目的とした研修資料を現在作成しているところです。今後、各学校において研修資料を活用し、わいせつ行為根絶に向けた取組の一層の推進をまいります。交通事故につきましては、県教育委員会作成のコンプライアンス・ミーティング研修資料を各校で活用するなどして、改めてこれまでの各自の運転を振り返り、重大な交通事故を防ぐ取組を行ってまいります。

発表項目に関する質疑

○ 職員の懲戒処分について

(質) 冒頭、教育長からご発言がありましたけれども、この1件目のわいせつ行為に関して、具体的にどういうわいせつ行為があったのかというのなかなか難しいですか。

(答) 事案の概要は申し上げることが難しいです。

(質) 女性生徒と加害教諭の関係性、例えば同じクラスだったのか、同じ学校だったのかとかそこら辺は。

(答) 申し訳ありません。それも勘弁いただきたいと思います。

(質) 同じ学校にいたのかどうかも含めて言えないと。

- (答) はい。申し上げられません。
- (質) あとこの行為、令和4年度と書いてあるのですけれども、これ具体的に今年に入ってからなのか、去年なのかというのは。
- (答) ある程度、時間の幅があるものですので、令和4年度という表現が一番しっくりくるかと思います。
- (質) このわいせつ行為というのは、複数回にわたっているのか、その辺りはどうですか。
- (答) それも、申し上げにくいことです。
- (質) あと、教諭がそういう行為に至った理由について、何か話はしているのでしょうか。
- (答 教職員課) いけないと分かっていたけれども、止められなかったということをお話しております。
- (質) いけないと分かっていたが止められなかった。
- (答 教職員課) はい。
- (質) この方は逮捕や書類送検はされているのですか。
- (答) 市町教育委員会の方では、青少年健全育成条例に触れるのではないかとということで、警察署には相談されています。しかしながら、保護者の意向により、被害届の提出には至っていないということです。
- (質) 今回のこのわいせつ事案はどのような経緯で明らかになったのですか。
- (答) それは、家族が気付いたということです。
- (質) 特別支援学校とかそういうことになりますか。
- (答) いいえ、これは公立中学校でございます。
- (質) 概要に「生徒に対して」とあるのですけれども、この生徒というのは、同じような学校とは限らないということなのですか。
- (答) すみません、そこは明言を避けさせていただきます。
- (質) 今、被害届の提出には至っていないと言われましたが、これはこれからも被害届の提出に至らなさそうということですか。
- (答) それは至らないと思います。
- (質) 生徒と言っても中学生か高校生かどちらとも断定してないと。
- (答) 中学生でございます。
- (質) それからもう1点。この教諭は本人でもう依願退職の意向を示しているとか退職するとかそういうのはあるのでしょうか。
- (答) 本日付けで懲戒免職でございます。
- (質) 前から依願とかはないということですか。
- (答) こういう案件の場合、依願退職を申し出てきても、我々としては受け取れません。
- (質) これ、家族が気付いたということですが、分かったのは昨年度なのか、今年に入ってからなのかどっちでしょうか。
- (答) 昨年度でございます。

- (質) 今日に至るまでというか、これまでずっと県教委として調べていたのか、市町教育委員会として調べていたのか、どういう状況か。
- (答) この生徒が学校で、しっかりと生活を送れるかどうかを見定める期間が必要であったということで、今に至って大丈夫だろうということで処分に入ったということです。
- (質) その間、この教諭は勤務していたのですか。
- (答) 病気休暇を取っておりました。
- (質) つまり、この教諭は病気休暇という形で発覚直後から学校には行っていないという解釈で。
- (答) そうです。
- (質) 男性教諭は年齢、年代も言えないということですか。
- (答) はい、申し訳ございません。
- (質) 中学生という話でしたけれど、これが現在まだ中学生なのか、当時ということなのか。
- (答) コメントは控えさせていただきます。
- (質) 資料の3番のところですが、いわゆる鈴鹿の神戸小学校でよろしいですか。
- (答) そうです。
- (質) 信号無視をして、ぶつかってしまったということか。
- (答) そうです。考え事をしていたということですがけれども、赤信号なのに突っ込んだと。本人は青信号だったと言っていたのですが、結局、その後に検証されて赤信号だったということがはっきりしました。
- (質) 分かりました。3件とも処分理由としては、いわゆる教育に対する信頼を陥れる行為だったという。
- (答) 信用失墜行為だということです。
- (質) 2番についてなんですけれども、プライベートでの事故ということですがけれども、それでもやっぱり処分の対象となるのでしょうか。
- (答) プライベートとか公務上ということですか。
- (質) そうです。公務上であればなんとなく理解はすんなりいくのですがけれども、処分を受けるというのは。プライベートで完全に私用で出られていて事故に遭ったという事案ですけれども。
- (答) 交通事故に関しては、公務上でもプライベートでも変わらないです。当然、プライベート上で、犯罪なり非違行為を起こした場合は処分になりますので。
- (質) 処分の基準というのは、刑事処分を受けたということなのか。
- (答) 交通事故の場合は、刑事処分の内容とか、行政処分の内容とかを基準に見て、判断させていただいています。
- (質) 最初の話に戻りまして念のため確認しますね。発覚の経緯ですがけれども、家族が気付いてとありましたが、これは当然ですが、当該生徒さんの家族だということよろしいですか。

- (答) はい。
- (質) 保護者としても大丈夫でしょうか。
- (答) それはコメントを控えさせていただきます。
- (質) ここ何かあるのですか。そう言うことの経緯は。
- (答) 控えさせていただきたいと思います。
- (質) そのあとですけど、まず教育委員会で把握することになったのか、学校が把握することになったのか、そういうことはどうでしょうか。
- (答 教職員課) まずは学校が把握して。
- (質) 学校が。そのご家族の方から学校に連絡があったということによろしいか。
- (答 教職員課) はい。
- (質) それがいつ頃かというのが言えない。
- (答) 控えさせていただきます。年度でお話をさせていただければと思います。
- (質) 教諭が病気休暇を取得しているのはいつからでしょうか。
- (答) これは発覚直後からです。
- (質) 学校にどのような形で。
- (答) 話が持ち込まれたかですよね。
- (質) 電話で学校にという感じですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 発覚直後から病気療養ということですがけれども、今日までかなり長きにわたって、1年近くになるのかよくわかりませんが、特定されそうな気がするのですが、その辺大丈夫なのですかね。
- (答) 今年度に入ってすでもう6ヶ月以上経っていますので、これは休職になっていますね。病気休職に入っています。6ヶ月で病気休職に入りますので。
- (質) ちょっと確認なのですが、公表が今日になった、処分が今日になったのは、ずっとこの間調査をしていたというわけではなくて、被害者の保護というか、影響を考えて、時間をあえて空けたと。そういうことでいいのですね。
- (答) あえて空けたという部分はございます。
- (質) 被害自体はもう昨年度の発覚直後に、これはご本人も認めているしということではわかってはいた。あえて空けたということですね。
- (答) そうです。
- (質) ちょっと一般論的な話になるのですが、基本的にはわいせつ事案というものの公表については、こういう出し方に、どういうものになると。それとも今回はこの保護者の要望が、とても強いというところを踏まえての、こういう公表の仕方ということですか。
- (答) 一般論で申し上げますと、今回が特別です。このような形で、ここまで伏せて出したというのは、過去にそう多くありません。直近ですと、令和3年の3月に一つの事案がございましてけれども、過去にはそれほどありません。普通はある程度、事案の概要もし

っかり出してということになります。

(質) あの、今回どういう事案かわからん中で聞きますけど。今朝も昼から何かいろいろ、学校での盗撮みたいとかわいせつ行為というか、他県でもね、いろいろ起こっているという中であって、まず、三重県でもですけど、こういった事案相次ぐということについてどのように思われているかということ。あと、わかりやすく、対策をどうしていききたいかということをお願いします。

(答) 今年度は5月25日の記者会見でも、わいせつ事案を、停職事案と減給事案だったのですが2件を公表させていただいています。わいせつ案件がなくなることに關しては非常に重く受けとめておりまして、やはり、本来子どもたちを励まし、子どもの成長を支えるべき教員が、子どもを傷つけているということでありまして、金輪際なくさなければならないと思っております。痛恨の極みでございまして、これからはしっかり力を入れていかなければと思っております。いろんな段階の研修なり、それからコンプライアンス・ミーティング等の話し合いもしていますけれども、さらに力を入れていかなければならないと思っております。資料にも書かせていただきましたけれども、例えばセクハラの特長にわいせつ行為があるというふうに我々は思っておりますので、教員はセクハラに対する意識がまだまだ薄い可能性がありますので、セクハラに関する研修動画を今作っております、これを全教職員に視聴を義務付けるつもりであります。これが1点。それから前から申し上げていますが、セクハラの特長を3年前からやっていますけども、去年からは公立中学校でもやっています。ですので、全ての高等学校、特別支援学校、中学校では生徒に対するセクハラの特長を実施しております。これは教員に対する一定の抑止力に間違いなくと思っております。やり始めの時期は、ひょっとしたらこれによる案件がいくつか出る可能性はあるのですが、中期的に見ると間違いなく抑止力になるだろうと我々は考えています。この他、携帯電話とかLINEの使い方をもっと気を付けることとか、自分の車には生徒を乗せないようにするとか、相談を受ける時には複数で受けるとか。いろんな日常の生活、勤務の中で気を付けるべきことをしっかりと徹底していくということが重要なと感じています。

(質) セクハラの特長にわいせつ行為があるケースもあるかもしれませんが、多分そうじゃないケースもあるような気がするのかなというのと、あと、研修、コンプラ・ミーティングの注力というのとかねてからやっている話で、アンケートに関して言っても、例えば、これが今回の件もアンケートで出てきたと言ったらあれやけど、今回のような件で、アンケートで把握するというのは難しそうな気がする。

(答) 実際、今回の件はアンケートでは出ていませんでした。私も学校現場の経験でいくと、割に、そんなに多くありませんけれども、一定書いてくる場合があります、学校ではそれを一つ一つ潰していますので、見逃さないように我々も言っておりますし、一定、教員にとってはこういうアンケートがあるということが非常に気を付けなければいけ

ないなという意識にはつながるとは思います。

(質) ただ現実として起こっている以上、アンケートが抑止力を今回発揮したかという点、結果的にはそうではないですね。

(答) これを始めると最初の段階はある程度の案件は出るだろうし、それを握りつぶしては当然いけませんので、我々もしっかりと対応していくことにするのですけれども、一定の期間が経つごとにそれが抑止力を生むのではないかというふうに考えております。

(質) そうすると新しいのは、その動画の視聴を義務付けるというところ。これはこれまでは特定の教職員だけが視聴していたのでしょうか。

(答) いえ、コンプライアンス・ミーティング等をしていきますので、そこに来ている方は全員がミーティングに参加するという点で一定、皆が今後気を付けようということで、意識付けはしていたのですけれども、さらに、個々に必ずしっかりするという点で、誰一人取り残すことなく研修を受けてもらうということにしたいと思っております。ミーティングですとどうしても心理的に参加していない方がいるかもしれませんので、そういうことがないようにしたいと思います。

(質) 視聴したらこのような行為は駄目だと、全員が思えるような動画になっているのでしょうか。

(答) 今、鋭意作っていただいております。

(質) まだできていない。

(答) そうですね。今、どんな段階。

(答 教職員課) はい。今収録中でございます、今年度中を目途に作成しているところです。

(質) また完成した場合は、定例記者会見等で紹介してもらうということになるのですかね。

(答) 今のところ予定はしていませんでしたけど、また検討します。

(質) わいせつ事案、今年度こういう懲戒処分を受けたのは先ほど5月に2件とこれで3件目ということですか。

(答) はい。ちなみに昨年は1件、免職処分があります。

(質) 昨年度は1件で、今年度が3件目。

(答) はい。

以上、16時33分終了